

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成7年新潟県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(育児を行う職員の深夜勤務の制限) 第10条の2 企業局長は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第18条第1項第3号を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして、次の各号に規定する者のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 (1)～(3) (略) 2・3 (略) 4 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。	(育児を行う職員の深夜勤務の制限) 第10条の2 企業局長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして、次の各号に規定する者のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 (1)～(3) (略) 2・3 (略) 4 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(4) (略) <u>(5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u> <u>(6) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第1項に規定する職員に該当しなくなった場合</u> 5・6 (略) (育児を行う職員の時間外勤務の制限) 第10条の3 企業局長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月において24時間、1年について150時間を超えて第10条第4項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。 2～5 (略) 6 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 (1)～(3) (略) <u>(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u> <u>(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第1項又は第9項に規定する職員に該当しなくなった場合</u> 7～9 (略) (介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第10条の4 前2条（第10条の2第1項、第4項第4号から第6号まで、第10条の3第6項第4号及び第5号を除く。）の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の2第1項中「小学校就学の始期に達するまで	(1)～(4) (略) 5・6 (略) (育児を行う職員の時間外勤務の制限) 第10条の3 企業局長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月において24時間、1年について150時間を超えて第10条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。 2～5 (略) 6 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 (1)～(3) (略) 7～9 (略) (介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第10条の4 前2条（第10条の2第1項及び第4項第4号を除く。）の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の2第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、
---	---

<u>の子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして、次の各号に規定する者のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育」とあり、前条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び同条第9項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは、「第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護」と、第10条の2第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、同条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者（第18条第1項第5号に掲げる者に限る。）」と、前条第3項中「又は第9項に規定する措置（以下「業務を処理するための措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうか」とあるのは、「に規定する措置（以下「業務を処理するための措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうか又は第9項に規定する公務の正常な運営の支障の有無」と、同条第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」 </u>	同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、<u>前条第2項中「ならない。この場合において、前項及び第9項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第3項中「第1項又は第9項」とあるのは「第1項」と、同条第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。 </u>
---	--

とあるのは「<u>要介護者（第18条第1項第5号に掲げる者に限る。）</u>」と読み替えるものとする。 （休暇の種類） 第14条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇とする。 （特別休暇） 第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(6) （略） (7) 職員（企業局長が定める職員を除く。）が生後満1年6月に達しない生児（<u>特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下同じ。</u>）を育てる場合 1日2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲内の時間（職員（生後満1年に達しない生児を育てる場合は男性職員）がこの号の休暇を取得しようとする日において、配偶者（<u>当該生児について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）</u>）であつて当該生児を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該生児を委託されている同法第6条の4に規定する養子縁組里親若しくは同条に規定する養育里親である者（<u>同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。</u>）を含む。）がこの号の休暇又は労働基準法第67条の規定による育児時間を取得する場合における当該職員にあつては、企業局長が別に定める時間） (8)・(9) （略） (10) 職員が次に掲げる看護又は介助を行う場合一の年において<u>7日</u>（中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 ア 負傷し、又は疾病にかかった次に掲げる者の看護を行う場合で、他に看護を行う者がいないときにおける当該看護 (ア) （略） (イ) <u>子及びその他の1親等の親族</u> (ウ) （略）	（休暇の種類） 第14条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。 （特別休暇） 第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(6) （略） (7) 職員（企業局長が定める職員を除く。）が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合 1日2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲内の時間（職員（生後満1年に達しない生児を育てる場合は男性職員）がこの号の休暇を取得しようとする日において、配偶者がこの号の休暇又は労働基準法第67条の規定による育児時間を取得する場合における当該職員にあつては、企業局長が別に定める時間） (8)・(9) （略） (10) 職員が次に掲げる看護又は介助を行う場合一の年において<u>7</u>（中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）が2人以上の場合にあつては、10日）<u>且</u>を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間 ア 負傷し、又は疾病にかかった次に掲げる者の看護を行う場合で、他に看護を行う者がいないときにおける当該看護 (ア) （略） (イ) <u>1親等の親族</u> (ウ) （略）
---	--

(エ) <u>2親等の親族</u> (オ) (略) イ (略) (11)～(22) (略) 2・3 (略) (介護休暇) 第18条 介護休暇は、職員が<u>要介護者</u>（次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、<u>企業局長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> (1)～(3) (略) (4) <u>2親等の親族</u> (5) (略) 2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内において必要と認められる期間とする。</u> 3 <u>第1項の規定による職員の申出は、同項に規定する指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、企業局長に対し行わなければならない。</u> (介護時間) 第18条の2 <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> 2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認) 第20条 病気休暇、特別休暇（第17条第1項第6号の休暇を除く。）、介護休暇、<u>介護時間及び組合休暇については、企業局長の承認を受けなければならない。</u> 別表第2（第17条関係） (略)	(エ) <u>2親等の親族で職員と同居しているもの</u> (オ) (略) イ (略) (11)～(22) (略) 2・3 (略) (介護休暇) 第18条 介護休暇は、職員が次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>2親等の親族で職員と同居しているもの</u> (5) (略) 2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u> (病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認) 第20条 病気休暇、特別休暇（第17条第1項第6号の休暇を除く。）、介護休暇及び組合休暇については、企業局長の承認を受けなければならない。 別表第2（第17条関係） (略)
--	--

備考	備考
1 (略)	1 (略)
<u>2</u> 子は、第10条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。	
<u>3</u> (略)	<u>2</u> (略)
<u>4</u> (略)	<u>3</u> (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の新潟県企業局企業職員勤務規程第20条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの規程による改正後の新潟県企業局企業職員勤務規程第18条第1項に規定する指定期間については、企業局長は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 3 施行日から平成29年3月31日までの間は、この規程による改正後の新潟県企業局企業職員勤務規程第10条の2第1項中「に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とし、改正後の第17条第1項第7号中「に規定する養子縁組里親」とあるのは、「第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。